

社会福祉法人 大地の会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大地の会（以下「当法人」という）定款第12条に基づき、役員等の報酬について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいう。
- (2) 報酬は、役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上業務にあたる理事については、報酬、退職手当を支給する。
 - (2) 常勤理事以外の役員及び評議員については報酬を支給しない。
- 2 常勤理事に対する退職手当は、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の総額)

第4条 当法人の全常勤理事に対して、各年度の総額が1,600万円を超えない範囲で支給することとする。

(常勤理事の報酬等の算定方法)

第5条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第31条の規定に準ずる額

(常勤理事報酬等の支給方法)

第6条 常勤理事に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤理事に対する報酬については、毎月25日とする。
 - (2) 常勤理事に対する退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3カ月以内に支給する。
- 2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤理事に就任したものには、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、前月までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第8条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(費用弁償)

第9条 非常勤の評議員及び役員が、評議員会及び理事会、監事監査への出席のほか、理事長の指示又は理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、役員等費用弁償規程の定めにより費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(出張旅費)

第10条 常勤理事が法人業務のため出張する場合は、旅費規程を準用する。なお、付表1については、施設長の区分を適用する。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものこととする。

附則 「社会福祉法人 大地の会 役員報酬規程」は、「社会福祉法人 大地の会 役員等報酬規程」に変更、規程の全部を改訂し、平成29年7月1日より施行する。

別表 1 (常勤理事の報酬)

月額報酬額 670,000 円

別表 2 (常勤理事の退職手当算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。係数については、理事会及び評議員会の決議を経て決定するものとする。